

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成 16 年 1 月 30 日

国土交通省 北陸地方整備局長 大村哲夫

富山県警察学校整備等事業
実施方針

警 察 庁
国 土 交 通 省

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業の背景・目的	1
2	事業の名称	1
3	公共施設等の管理者等	1
4	事業の対象と内容	2
5	事業要求水準	3
6	事業期間	3
7	事業スケジュール	3
8	事業の種類	3
9	事業方式	3
10	事業期間終了時の措置	4
11	遵守すべき法令等	4
12	実施方針の変更	4
13	特定事業の選定に関する事項	4
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1	事業者の募集	5
2	選定の手順及びスケジュール（予定）	5
3	事業提案の審査及び選定	6
4	競争参加者の条件	8
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
1	リスク分担	11
2	契約履行の保証	12
3	業績監視	12
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
1	立地に関する事項	13
2	施設の規模等	13
第 5	事業計画等又は協定の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項	13
第 6	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	14
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	14
2	事業の継続が困難となった場合の措置	14
3	金融機関等融資機関（融資団）と国との協議	15
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
1	法制上及び税制上の措置	15
2	財政上及び金融上の支援	15
3	その他の支援	15
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1	本事業に関連する事業	16
2	本事業において使用する言語	16
3	書類作成に係る費用	16
4	実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表	16
5	資料の閲覧及び問い合わせ先	17
	Summary	18
	関連資料一覧	19

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業の背景・目的

(1) 富山県警察学校の現況

富山県警察学校の本館、学生寮（北棟）、厚生棟、柔剣道場等は、昭和40年築の建物であり、居住環境、執務環境は必ずしも良好とはいえない。また、経年による老朽化が著しく、教育訓練施設としての運用に支障を来している。更に、現在の学生寮の入寮可能人員は108名であるが、今後の警察官の採用計画に対応できないことから、学生寮が大幅に不足するのをはじめ、教室、食堂・浴場の厚生棟、柔剣道場等においても狭隘となるのは必至である。

そのため、早期の警察学校施設の建替えが必要となっている。

(2) 富山県警察学校整備等事業

そこで、富山県警察学校の整備においては、官民の適切なリスク分担による事業全体のリスク管理の効率性の向上、設計・建設・維持管理を通じたライフサイクルコストの削減、性能発注によるコスト縮減等、全事業期間における財政負担の縮減が期待し得るため、PFI手法を活用した整備を検討することとした。

このため、警察庁及び国土交通省（以下「国」という。）は共同で「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）の定めるところにより、「富山県警察学校整備等事業」（以下「本事業」という。）の実施方針を策定した。

(3) 事業の目的

本事業は、老朽化し狭隘化が進んでいる既存の富山県警察学校施設を同一敷地に新しく整備することにより（旧施設を取り壊す）、今後の警察官の採用計画に対応した良好な警察官育成環境を確保することを目的とする。この目的の達成のために必要となる整備の基本的な方針は、「富山県警察学校整備等事業業務要求水準書（案）」（以下「要求水準書（案）」という。）（資料-1）によるものとする。

2 事業の名称

「富山県警察学校整備等事業」

3 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 石原 伸晃（国土交通大臣の事務を分掌する者 北陸地方整備局長 大村 哲夫）

(注)なお、選定された事業者と事業契約を締結する者は、国土交通省北陸地方整備局長及び富山県警察会計担当官 富山県警察本部長となる。

4 事業の対象と内容

(1) 事業の対象となる公共施設等の概要

- ア 名称 富山県警察学校
- イ 種類 警察教養施設
- ウ 業務内容等
 - (ア) 行政目的
警察職員に対し、新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練を行う。
 - (イ) 人員数等
入居予定警察職員(教職員)数：約 20名
教育訓練を受ける警察職員数：約 150名
 - (ウ) その他
組織構成その他に関しては、「富山県警察学校組織関連資料」(資料-2)による。

(2) 事業の内容

本事業は、富山県警察学校の施設(以下「本施設」という。)を整備し、本施設の維持管理を行うものである。

選定された民間事業者は、本事業の実施に係る事業契約書の締結日までに本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社(以下「PFI事業者」という。)を設立し、以下の業務を遂行する。なお、詳細については、要求水準書(案)を参照のこと。

- ア 本施設の設計及び建設に関する業務
本施設の整備に係る次の業務。既存の施設の取り壊しに係るものを含む。
 - (ア) 設計業務(本事業に係る工事の設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等)
 - (イ) 建設業務(本事業に係る工事並びに必要な一切の調査、申請及び届出等)
 - (ウ) 工事監理業務(本事業に係る工事の監理)
- イ 本施設の維持管理業務
完成・引き渡し後の本施設の性能を維持するための次の業務。
 - (ア) 建築物点検保守業務
 - (イ) 建築設備運転監視・点検保守業務(環境管理業務を含む)
 - (ウ) 修繕業務

5 事業要求水準

本事業においては、事業の目的に即し、本施設の運営が支障なく進められるような水準のサービスが提供されることを前提とする。

本事業により提供されるサービスの水準については、要求水準書（案）の内容を想定している。

6 事業期間

事業契約締結の日の属する年度から 14 年後の年度末まで（約 15 年間）。

7 事業スケジュール

平成 18 年度末までに本施設のうち学校本館、学生寮、厚生棟、柔剣道場及び体育館、犯罪模擬家屋、模擬交番（以下「校舎」という。）の使用開始が可能となることを前提に、事業全体のスケジュールを以下のように予定している。

平成 16 年 1 月	実施方針の公表
平成 16 年 3 月	特定事業の選定
平成 16 年 4 月	入札公告
平成 16 年 10 月	事業者の選定
平成 16 年度内	PFI 事業者との事業契約の締結 設計・建設
平成 19 年 3 月	校舎の引渡し及び所有権の移転期限 引越し（約 2 週間） 校舎の使用開始
平成 19 年 9 月末	施設全体の完成・引渡し及び所有権の移転
平成 30 年度末	PFI 事業の終了

8 事業の種類

本事業の種類はサービス購入型とし、PFI 事業者の収入は、「PFI 事業費の算定及び支払方法（案）」（資料 - 3）に示す。

9 事業方式

PFI 事業者が、国及び富山県が所有する土地に施設を設計、建設した後、国に施設を引き渡し、維持管理等を実施するいわゆる BTO (Build-Transfer-Operate)方式とする。

10 事業期間終了時の措置

PFI 事業者は当該事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了した時においても、当該施設を要求水準書に示す良好な状態に保持していなければならない。

11 遵守すべき法令等

PFI 事業者は、PFI 事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（関連する施行令・規則、条例を含む。）等を遵守するものとする。

12 実施方針の変更

実施方針の公表後の民間事業者からの意見等を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更の内容は、入札説明書等に反映する。実施方針の変更を行った場合には、国土交通省北陸地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

13 特定事業の選定に関する事項

(1) 選定の基準

国は、本施設を自ら設計、建設及び維持管理した場合の事業期間全体を通じた国の財政負担の見込額の現在価値（以下「PSC」という。）と、PFI 手法により本施設の設計、建設及び維持管理を行った場合の事業期間全体を通じた国の財政負担の見込額の現在価値（以下「PFI の LCC」という。）とを比較し、PFI 手法の LCC が PSC を下回る場合に、本事業を PFI 法第 6 条に基づき、PFI 法第 2 条第 4 項に定める選定事業とする。

(2) 評価の方法

国は、PFI 法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号）及び「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」（平成 13 年 7 月 27 日）等に基づき、国が自ら施設整備等を実施した場合と、実施方針に示した事業内容に基づき PFI 手法により整備した場合において、本施設の整備水準及び維持管理水準を同一に設定し、VFM の有無を検定する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集

国が本事業を選定事業とした場合、国が本事業への参加を希望する事業者（以下、「応募者」という。）を広く公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価落札方式を採用する予定である（会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第91条第2項）。

なお、本事業は、政府調達協定（「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される。

2 選定の手順及びスケジュール（予定）

平成16年 4月	入札公告
平成16年 5月	一次審査資料の受付
平成16年 6月	一次審査結果の通知
平成16年 7月	二次審査資料の受付
平成16年10月	事業者の選定

(1) 入札公告

特定事業の選定を行った場合は、本事業の入札公告を官報に登載するとともに、国土交通省北陸地方整備局による掲示、国土交通省北陸地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により入札説明書等を公表する。

(2) 質問受付

入札説明書等に記載の内容についての質問を受け付ける。具体的な日程は入札公告にて提示する。

(3) 第一次審査資料の受付

応募者は、入札説明書等に定める参加表明書及び第一次審査に必要な資料を提出する。

(4) 第一次審査結果の通知

国は、前記(3)により提出された資料等に基づき、第一次審査通過者を選定し、その結果に応募者に通知する。

(5) 質問回答の公表

国は、入札説明書等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を公表する。公表の方法は、掲示、ホームページへの掲載その他適宜の方法による。なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問に対しては、回答しない場合がある。

(6) 第二次審査資料の受付

入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書及び入札価格の提出を求める。資料提出期限等については入札説明書等にて提示する。

- (7) ヒアリング
国は、事業提案書について必要に応じてヒアリングを行う。具体的な日程は入札公告以降に提示する。
- (8) 事業者の選定
国は、事業提案書及び入札価格を提出した者を対象に、後日設置予定の有識者等委員会による事業提案書の審査結果及び入札価格に基づき事業者を選定する。
- (9) 提案審査結果の通知及び公表
国は、審査結果(第一次審査結果を含む)及び入札結果について、掲示、ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。
- (10) 基本協定・事業契約の締結
 - ア 基本協定の締結
国は、PFI事業者との事業契約締結に先立って、事業に係る基本協定を落札者と締結する。
 - イ 特別目的会社の設立
落札者は、基本協定の定めるところにより、事業契約締結予定期限までに、事業を遂行するための特別目的会社を設立する。
 - ウ 事業契約の締結
基本協定締結後、提案に基づき、サービス提供の開始までの事業内容等について調整を行った後、以下の事項をその内容とする事業契約をPFI事業者と締結する。
 - (ア) 警察学校の整備等に関する事項
 - (イ) 警察学校の維持管理に関する事項
 - (ウ) その他関連する事項

3 事業提案の審査及び選定

事業者の選定は、公平性原則及び透明性原則に基づき実施する。ただし、事業者の募集、評価、選定に係る過程において、いずれの民間事業者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI手法により実施することが適当でないと判断された場合は、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、この旨を速やかに公表するものとする。

(1) 有識者等委員会の設置

国は、本事業に関する有識者等からなる委員会(以下「有識者等委員会」という。)を設置する予定である。国は、有識者等委員会から民間事業者が提出する事業提案に関する評価基準(以下「事業者選定基準」という。)及び評価内容等についての意見を聞き、その調査審議の経過及び結果を公表する。なお、有識者等委員会の構成は入札公告時に公表する。

(2) 審査の内容

民間事業者が提出する事業提案については、以下の事項について総合的に審査を行う予定であり、具体的な事業者選定基準は、入札公告時に公表する。

ア 総合的なコスト

イ 性能、機能及び維持管理に関するサービス水準

ウ 環境の維持、リサイクル対策などの社会的要請

エ 事業実施能力及び経営計画

(3) 審査の方法

審査は以下の２段階審査方式とし、入札公告時に公表される事業者選定基準に従って行う。

ア 第一次審査においては、資格審査に必要な書類の提出を受けて、競争参加資格が有ると認められる応募者を選定する。

イ 第二次審査においては、競争参加資格が有ると認められた応募者から詳細な事業提案書の提出を受けて、事業提案書の内容について審査を行う。なおその際、必要に応じてヒアリング等を行う。

(4) 事業者の選定

国は、有識者等委員会における調査審議の結果を踏まえ、事業者を選定する。

(5) 提出書類の概要

国は、事業者の選定にあたり、参加表明書、競争参加資格の確認資料、入札書及び事業計画の提案資料等の書類の提出を応募者に求める予定である。なお、提案書類の取扱いは以下によるものとし、内容の詳細については入札公告時に示す。

ア 著作権

提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、国が公表、展示その他本事業において必要と認める範囲において、国はこれを無償で使用するものとする。また、選定に至らなかった応募者の事業提案書については、事業者の選定後、これを返却するものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 資料の公開について

事業者の選定後、国は審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者からの提案資料等（選定に至らなかった応募者からのものを含む）の一部を公開する場合がある。

4 競争参加者の条件

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、下記のイに掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

なお、応募者は、応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、応募グループを代表する企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。

イ 応募者は、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力会社（応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、特別目的会社から直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者をいう。以下同じ。）のそれぞれが、下記のいずれの業務に携わるかを明らかにするものとする。

- | | |
|---------|----------|
| ・設計業務 | 施設等の設計 |
| ・工事監理業務 | 施設等の工事監理 |
| ・建設業務 | 施設等の建設 |
| ・維持管理業務 | 施設等の維持管理 |

なお、同一の企業が、上記の複数の業務を兼ねることは妨げないものとするが、工事監理業務と建設業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできないものとする（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）。

また、各業務は、各企業の業務範囲を明確にした上で複数の企業が分担することは差し支えないものとする。

ウ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、国がその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

エ 応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社になることはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

- (ア) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (イ) 本事業に係る業務に対応した予算決算及び会計令第72条の資格の認定等を受けている者であること（会社更正法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定等を受けていること。）。
- (ウ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること（上記（イ）の再認定を受けた者を除く）。
- (エ) 参加表明書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札までの期間に、北陸地方整備局長から「地方支部局長所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (オ) 国が本事業について、金融、法務、技術等に関する検討を委託するコンサルタント業務契約及びアドバイザー業務契約を締結した企業（当該企業より関係業務について再委託、下請負契約等を受注した者を含む。）及びこれらと資本面若しくは人事面において関連がないこと。また、前記 3 (1) に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がないこと。
なお、本事業においてコンサルタント業務契約及びアドバイザー業務契約を締結している企業は、プライスウオーターハウスクーパーズ・フィナンシャル・アドバイザー・サービス株式会社（同協力者として東京青山・青木法律事務所）、株式会社三菱地所設計（同協力者として株式会社三四五建築研究所、株式会社中野積算）である。

イ 設計企業の参加資格要件

設計業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「設計企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建設コンサルタント業務」に係る平成15・16年度一般競争参加資格の認定を受けた者であること（会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの企業においても上記要件を満たしていること。

(エ) 配置予定技術者の資格及び設計企業及び配置予定技術者の同種又は類似の業務の実績等に関して別に示す要件を満たしていること。なお、その要件については、入札公告時に示す。

ウ 工事監理企業の参加資格要件

工事監理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社(以下「工事監理企業」という。)は、次の要件を満たすこと。

(ア) 北陸地方整備局(港湾空港関係を除く。)における「建設コンサルタント業務」に係る平成15・16年度一般競争参加資格の認定を受けた者であること(会社再生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

(イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合にあっては、いずれの企業においても上記要件を満たしていること。

(エ) 配置予定技術者の資格及び工事監理企業及び配置予定技術者の同種又は類似の業務の実績等に関して別に示す要件を満たしていること。なお、その要件については、入札公告時に示す。

エ 建設企業の参加資格要件

建設業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社(以下「建設企業」という。)は、次の要件を満たすこと。

(ア) 北陸地方整備局(港湾空港関係を除く。)における「建築・電気設備・暖冷房衛生設備工事」に係る平成15・16年度一般競争参加資格の認定を受けた者であること(会社再生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

(イ) 以下の各工事において客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が次の点以上であること。

建築工事	1200点以上
電気設備工事	1100点以上
暖冷房衛生設備工事	1100点以上

なお、建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合にあつては、各々の建設企業は上記いずれか一つ以上の点数を満たし、かつ、応募グループとして上記全ての点数を満たすこと。

- (ウ) 建設企業及び各工事の配置予定技術者について、本事業と同種工事の建設実績があること。なお、同種工事の具体的な要件は、入札公告時に示す。
また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社が上記要件を満たすものとする。

オ 維持管理企業の参加資格要件

維持管理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社は、平成 16・17・18 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「東海・北陸」、「A」、「B」または「C」等級に格付けされている者であること。なお、複数の企業が分担する場合には、いずれの企業においても上記要件を満たすこと。

また、維持管理業務を行うに当たって、必要な資格（許可・登録・認定など）を有すること。

カ 特別目的会社の設立等

- (ア) 入札の結果、落札者に決定した応募グループの代表企業及び構成員は、事業を実施する特別目的会社（PFI事業者）を、商法に定める株式会社として契約締結時まで設立し、これに対して出資するものとする。
- (イ) 代表企業及び構成員は、PFI事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、代表企業及び構成員以外のPFI事業者の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないようにすることとし、これらの条件を事業期間が終了するまで維持するものとする。
- (ウ) PFI事業者のすべての株主は、事業契約が終了するまでその株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、国とPFI事業者のリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担することにより、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉かつ質の高いサービスの提供を受けることを目指すものである。

(2) 想定されるリスクと責任分担

国とPFI事業者の責任分担は、原則として「リスク分担表」（資料 - 4）によるものとする。

ただし、本実施方針におけるリスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見等があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更を行う場合がある。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

国又はPFI事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が負担することとする。

また、一定金額まではPFI事業者が責任を負うとしたリスクや、国及びPFI事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札公告時に公表される事業契約書（案）において示す。

2 契約履行の保証

事業契約締結に際しては、契約の履行を確保するために、以下のような方法による契約の保証を求めることを予定している。

- ・ 会計法第 29 条の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付
- ・ 予決令第 100 条の 4 に基づく契約保証金に代わる担保の提供
- ・ 予決令第 100 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく契約保証金の納付に代わる措置

3 業績監視

(1) 目的

国は、PFI 事業者が定められた業務を確実に実施し、要求水準書（案）に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、財務状況について把握するために、監視を行う。

(2) 方法

監視の具体的な時期及び方法については、入札公告時に公表される事業契約書（案）において示す。

(3) 時期

監視は、基本設計・実施設計時、施工時、工事完成時、維持管理時及び事業期間終了時の各段階で行う。なお、事業終了時の水準は、要求水準書（案）による。

(4) 効果

監視の結果、要求水準書（案）に示す要求水準に達しない場合は、サービスに対する対価の減額措置及び改善勧告の対象となる。減額の考え方については、「業績等の監視及び改善要求措置要領(案)」(資料 - 5)に示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

- (1) 地名地番 富山県富山市向新庄町八丁目 771 番 1、771 番 4、771 番 5、771 番 6、771 番 7、771 番 8
- (2) 敷地面積 国有地面積 1,554.54 m² (国有財産法に基づく面積)
県有地面積 26,979.98 m² (富山県財産管理規則に基づく面積)

なお、国は使用貸借により県有地を借用している。借用期限は平成 20 年 3 月 31 日までであるが、更新を予定している。
- (3) 用途地域等 国有地：工業地域
県有地：工業地域
- (4) 建ぺい率 60%
- (5) 容積率 200%

2 施設の規模等

- (1) 整備が必要な施設
施設用途 警察学校
規模 (延床面積合計) 約 8,400 m²

詳細については要求水準書（案）によるものとする。

- (2) その他敷地内既存施設
規模 (延べ床面積合計) 8,940 m²
(残存部 約 2,400 m²、取り壊し部 約 6,540 m²)

解体工事範囲等の詳細については要求水準書（案）によるものとする。

第5 事業計画等又は協定の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、国とPFI事業者とは誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議の方法や解決の手順等については、事業契約において定めるものとする。

第6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、国及びPFI事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

前記1の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合は、当該事業に係る資産の取扱いを含め、事業契約書の定めるところに従い、事業を終了するものとする。

(1) PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア PFI事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他契約書で定めるPFI事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、国は、PFI事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出・実施を求めることができるものとする。

PFI事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、国は事業契約を解約することができるものとする。

イ PFI事業者が倒産し、又はPFI事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と考えられる場合は、国は事業契約を解約することができるものとする。

ウ 前記ア、イの規定により国が事業契約を解約した場合は、事業契約書に定めるところに従い、違約金又は損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 国の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、PFI事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

イ 前記アの規定によりPFI事業者が事業契約を解約した場合には、国は、PFI事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力その他国又は PFI 事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、国と PFI 事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、国及び PFI 事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

ウ 前記イの規定により事業契約が解除される場合に生じる損害についての賠償の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。具体的な内容については入札説明書において提示するものとする。

エ 不可抗力の定義については、入札説明書等において提示するものとする。

3 金融機関等融資機関（融資団）と国との協議

事業の安定的な継続を図るために、国は必要に応じて、一定の事項について、あらかじめ PFI 事業者に本事業に関して資金を供給する金融機関等融資機関（融資団）と協議を行い、直接協定を締結することがある。

第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

PFI 事業者が事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。なお、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していないが、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、国は事業方式を含めて検討を行う。

2 財政上及び金融上の支援

PFI 事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援を PFI 事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3 その他の支援

国は、PFI 事業者が事業を実施するに当たって必要な許認可等について、必要に応じて協力するものとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 本事業に関連する事業

本事業に関連する次の事業等は、PFI事業者の行うべき業務の範囲外である。

- (1) 工事期間中の必要施設（グラウンド等）の借り上げ
- (2) 取り壊される既存建物から完成した施設への引越し
- (3) 再利用される既存建物の移設（曳屋）及び模様替工事
（旧緊急援助隊倉庫を移設し音楽隊練習場に改修する業務）

2 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

3 書類作成に係る費用

参加表明書及び審査に必要な書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

4 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

(1) 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針に記載の内容に関して質問または意見を簡潔にまとめ、質問書（様式 - 1）または意見書（様式 - 2）に記入の上、電子メール、FAX、郵送または持参のいずれかで期限必着にて提出のこと。ただし、FAX または電子メールの場合は着信を確認すること。なお、回答を受ける担当者の部署、氏名、電話及びFAX 番号、メールアドレスを必ず記載すること。

(2) 実施方針に関する質問・回答の公表

実施方針の内容に関する質問及び質問に対する回答は、以下の予定日に公表する。公表の方法は、掲示、ホームページへの掲載その他適宜の方法による（公平を期するため、電話での直接回答は行わない）。なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問に対しては、回答しない場合がある。

公表予定 URL : <http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/>

(3) 質問及び意見の受付期間

平成 16 年 2 月 2 日 10:00 より

平成 16 年 2 月 13 日 16:30 まで

- (4) 回答公表予定日
平成 16 年 3 月 5 日

- (5) 質問及び意見の提出先

名称 国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課
住所 〒951-8505 新潟県新潟市白山浦 1 丁目 425 の 2
電話 025-266-1171 (内)5157
FAX 025-267-5041
メールアドレス eizen-pfi@hrr.mlit.go.jp
URL <http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/>

- 5 資料の閲覧及び問い合わせ先

実施方針に関する質問及び意見の提出先と同じとする。

Summary

- (1) Administrators of Public facilities:
Nobuteru Ishihara, Minister of Land, Infrastructure and Transport
- (2) Classification of the services to be procured: 41, 42, 78
- (3) Subject matter of the contract:
PFI-based design, construction and maintenance of Toyama Prefectural Police School (BTO-scheme)
- (4) Time-limit for the submission of the application forms and relevant documents for the qualification, in case that the Value for Money test of the Project has been passed: May 2004
(Details to be announced.)
- (5) Time-limit for the submission of tenders, in case that the Value for Money test of the Project has been passed: July2004 (Details to be announced.)
- (6) Contact point for tender documentation:
Planning Division, Government Buildings Department, Hokuriku Regional Development Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure and Transport
1-425-2 Hakusan'ura, Niigata city, Niigata 51-8505 Japan
Phone: 025-266-1171 (ext. 5157)

関連資料一覧

様式 1 実施方針に係る質問書

様式 2 実施方針に係る意見書

資料 1 富山警察学校整備等事業業務要求水準書(案)

資料 2 富山県警察学校組織関連資料

資料 3 PFI 事業費の算定及び支払方法(案)

資料 4 リスク分担表

資料 5 業績等の監視及び改善要求措置要領(案)